

事務事業名		一時・特定保育促進事業(民間保育所)		会計	一般会計	実施区分			
H28担当課等名		子育て支援課		事業種別	政策	開始	2	終了	
基本計画上の位置づけ		政策	3	健やかに安心して暮らせるまちづくり					
		施策	37	子どもを産み育てやすい環境の充実					
目的	対象(誰・何を)	・民間保育所及び保育所に入所していない児童(保護者) ・認定こども園に在籍する1号認定こども		対象指標	指標名及び単位			27年度数値	
	意図(どういう状態にするか)	・保育所に入所していない児童を一時的に保育する。 ・1号認定こどもの一時預かりへの質の向上を図る。			民間保育所数及び認定こども園数(ヶ所)			21	
	向上させたい上位施策の成果指標	子どもを育てやすい社会環境であると感じている対象者の割合			保育所及び幼稚園に入所していない児童数(人)(0歳～5歳児)			1754	
目標	種別	指標名及び単位			27年度計画	27年度実績	28年度計画	28年度見込み	備考(指標変更など)
	成果指標	延べ利用児童数(人)			630	13571	13500	13500	
	成果指標	一時・特定保育利用児童数/一時・特定保育利用希望児童数(%)			100	100	100	100	
定性目標									
事業概要	○一時預かり事業【一般型】 ・保育所や認定こども園に通っていない児童を家庭で保育をする保護者等の育児疲れ解消、冠婚葬祭、多様な勤務形態に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため、保育所が一時的な保育を実施する。保育の要件を満たしていなくても、一定の金額で一時的に保育所を利用できる。 ・平成17年度から、私立保育園全園で一時預かり事業を開始した。								
	○一時預かり事業【幼稚園型】 ・認定こども園に在籍する満3歳以上児が、各園が設定する教育標準時間の前後又は長期休業日等に、当該認定こども園において一時的に保育を受ける。平成27年度施行の子ども・子育て支援新制度により、平成27年度より新設された。								
	○多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ・学校法人立以外の認定こども園において、特別児童扶養手当の支給対象である児童(1号認定こども)の受入ができるよう、職員を加配する。								
27年度事業内容	事業内容				名称		活動指標		
	1 一時預かりの利用人数により、一時預かり担当保育士の人件費を補助【一般型】(一時預かりは、民間保育所全園での実施)				1 一時預かり利用延べ人数		1 4h未満173人 4h以上251人		
	2 認定こども園に在籍する満3歳以上児が、教育標準時間の前後等に一時保育を受けた利用人数により、担当保育士の人件費を補助【幼稚園型】				2 一時預かり利用延べ人数		2 13,147人		
事業コスト		26年度決算額	27年度予算額	27年度決算額	28年度予算額	特定財源内訳、補足			
事業費計(千円)①		424	23,989	23,280	31,013	(県)子ども・子育て支援交付金(国1/3、県1/3)			
国庫支出金		291							
県支出金			15,992	15,518	20,675				
起債									
その他									
一般財源		133	7,997	7,762	10,338				
人件費計(千円)②		179		358					
正規職員所要時間		50		100					
臨時職員所要時間									
総事業費①+②		603	23,989	23,638	31,013				
事業内容・目標達成状況の振り返り		平成27年度からの子ども・子育て支援新制度施行に伴い幼稚園型も新設されたことから、利用児童の延べ人数のカウントが26年度とは大きく変更となった。一時預かり事業は民間保育所の全園で実施しており、国県の補助金も活用しながら、多様化するニーズに対応することができている。							
改革改善の考え方	①問題点	認定こども園で実施している一時預かり事業【幼稚園型】は、各園が定める教育標準時間の前後の預かりに対する補助制度であり、今後各園の教育標準時間の見直しがあった場合、利用児童数が変動し、補助基準額が変わってくる。							
	②改革提案	一時預かりは保育所に入所していない子育て家庭にとっては必要な保育サービスなので、継続して行う必要がある。							